

八代市環境センターマテリアルリサイクル推進施設運転管理業務委託公募型プロポーザル実施に係る質問回答書

令和 7 年 4 月 9 日

質問No.	該当箇所	質問内容	回答
1	募集要領 P3 3.参加資格	(2) ⑨について SPC（特別目的会社）と契約を行った実績は、運転管理実績に含めても宜しいでしょうか。ご教示お願い致します。	契約した業務内容が、地方公共団体が管理する廃棄物処理施設（粗大ごみ処理施設及び圧縮梱包施設を含むリサイクル施設）の運転管理を統括的に行うものであれば実績として扱います。添付の受託業務仕様書等により業務内容を確認したうえで判断します。
2	募集要領 P3 3.参加資格	(2) ⑨について通算 3 年以上と記載がありますが、単年度契約での実績(通算 3 年以上の実績を有する)の場合は 3 年間分の契約書を添付する必要はありますでしょうか。ご教示お願い致します。	単年度契約での実績(通算 3 年以上の実績を有する)の場合は 3 年間分の契約書添付が必要です。 なお、同一施設かつ業務内容に大幅な変更がなければ、同種業務の受託実績調書（様式第 2 号）には 1 件として記載してください。契約期間が連続しない場合も同様とします。
3	募集要領 P3 3.参加資格	(2) ⑨について一般廃棄物処理施設のごみ中継施設（ごみ圧縮積替施設・破碎処理）も含めた実績を記載してもよろしいでしょうか。ご教示お願い致します。	ごみ中継施設（廃棄物運搬中継施設）の運転管理は実績として扱いません。ただし、中継施設の機能を有する廃棄物処理施設（粗大ごみ処理施設及び圧縮梱包施設を含むリサイクル施設）の運転管理は実績として扱います。
4	募集要項 P5 7.参加申込み	(3) ②運転管理実績について地方公共団体が管理する廃棄物処理施設の同事業を展開している当社の親会社より運営を受注している事業所又は作業所の記載も運転管理実績としてよろしいでしょうか。ご教示お願い致します。	受託された業務内容が、地方公共団体が管理する廃棄物処理施設（粗大ごみ処理施設及び圧縮梱包施設を含むリサイクル施設）の運転管理を統括的に行うものであれば実績として扱います。添付の受託業務仕様書等により業務内容を確認したうえで判断します。 また、親会社等の実績であっても、人的体制や情報共有体制等により、自らの実績と同等といえる根拠があれば実績として扱います。同種業務の受託実績調書（様式第 2 号）に親会社等の実績を記載する場合は、当該実績が自らの実績と同等といえる根拠となる資料を添付してください。
5	募集要項 P5 8.企画提案書等の提出	(3) ②の企画提案書は任意様式と記載がありますが、枚数指定・枚数制限はありますでしょうか。ご教示お願い致します。	企画提案書について、枚数指定及び枚数制限はありません。

質問No.	該当箇所	質問内容	回答
6	募集要項 P8 11. 企画提案書等及びプレゼンテーションの評価	(2) 万が一、プレゼンテーションの際にパソコン接続等不具合により USB 媒体を使用することとなった場合、代用パソコンは貸与頂けるものとして考えて宜しいでしょうか。ご教示お願い致します。	貴見のとおりです。
7	募集要項 P8 11. 企画提案書等及びプレゼンテーションの評価	(2) 「プレゼンテーションへの出席者は5名」と記載がありますが、ヒアリング時の質疑回答にて各分野の担当者からの回答が必要となります。よって、出席者を7名までとして頂けないでしょうか。ご教示お願い致します。	他候補者とプレゼンテーションの公平性を保つため、募集要項のとおりとします。
8	募集要項 P8 11. 企画提案書等及びプレゼンテーションの評価	(2) 「プレゼンテーション当日の追加資料～」とありますが、提出済の企画提案書(ワード作成)を要約してパワーポイント等で概要版を作成し、当日にプロジェクターで投影しながらのプレゼンで問題ないでしょうか。ご教示お願い致します。尚、提案内容は提出済の企画提案書から変更しないものとします。	提出した企画提案書を要約した概要版をプロジェクターで投影しながら、プレゼンテーションを行うことは問題ありません。ただし、プレゼンテーション当日に印刷物等を追加資料として配布することはできません。 なお、他候補者との公平性を保つため、プレゼンテーションに使用したデータを提出してください。
9	仕様書 P3 1.1.2.5 対価の支払	物価変動が発生した際は貴市と協議の上、対応頂けるとの認識で宜しいでしょうか。また、スライド条項は、契約約款に記載されますでしょうか。ご教示お願い致します。	物価変動に伴う対応については、本市及び受託者の協議によります。また、契約約款の記載事項については、契約候補者と協議します。
10	仕様書 P6 1.1.2.10 引継期間の業務	(4) 事業引継書については受託者と前期受託者が同一の場合も必要でしょうか。ご教示お願い致します。	現受託事業者と次期受託事業者が同一の場合は、事業引継書は不要です。ただし、人員の変更等がある場合は、事業引継書の作成をしてください。
11	仕様書 P10 1.2.5 環境への負荷の軽減	(3) の「受託者が自ら行う調査により～」とありますが、受託者が1.2.5 (2) ①～④の測定を定期的に行うとの認識で宜しいでしょうか。また、測定方法については貴市による規定がありますでしょうか。ご教示お願い致します。	エネルギー回収推進施設を含む八代市環境センターの施設全体を対象とした環境調査は、本市が定期的の実施します。そのうえで、対象施設の運転管理において受託者が必要と判断する調査を計画、実施してください。
12	仕様書 P11 1.2.10 他事業等への協力	「他事業等への協力」とありますが、他事業とは具体的にどのようなものが想定されるでしょうか。ご教示お願い致します。	バックヤードツアー等の資源循環に関する啓発事業を想定しています。

質問No.	該当箇所	質問内容	回答
1 3	仕様書 P14 1.2.16 用役費等	(1) 本事業に関する用役費について不可抗力による変動が発生した場合は貴市と協議の上での対応との認識で宜しいでしょうか。ご教示お願い致します。	不可抗力により追加の費用負担が必要となった場合については、P7 1.1.5 不可抗力によります。
1 4	仕様書 P15 1.2.16 用役費等	(4) のその他の副資材等は現状必要ないと考えておりますが、必要な場合の負担は貴市と協議の上での対応との認識でよろしいでしょうか。ご教示お願い致します。	燃料及び薬剤の他、PP バンド等の梱包資材、従業員への貸与・支給被服、保護具、整備に使用する塗料やボルト・ナット等、ウエス等の消耗品、油脂類、工具、清掃用具、台車等、事務用品等の本事業を行うために必要な副資材等は、受託者の責任及び費用により調達してください。
1 5	仕様書 P15 1.2.18 災害発生時等の協力	(2) の「廃棄物の処理に伴う費用等～」とありますが、具体的にどのような費用を想定されていますでしょうか。ご教示お願い致します。	処理量に従う消耗品費や運転時間の延長による人件費等を想定しています。
1 6	仕様書 P17 1.3.3 事業終了時の引渡条件	(1) の「事業終了時において～」とありますが、事業期間終了の令和12年6月30日から遡って何ヶ月前になりますでしょうか。ご教示お願い致します。	設備毎に、使用頻度や運転に伴う損耗の程度、突発的な破損の可能性等から、事業期間終了後の状態を予測するのに適切な期間を見込んで確認を行ってください。
1 7	仕様書 P18 2.2.1 防火管理体制	(1) の「防火体制を整備する」とありますが、防火管理者の資格保有者が必須となりますでしょうか。ご教示お願いします。	エネルギー回収推進施設を含む八代市環境センターの施設全体における防火管理者は本市が設置するため、防火管理者の資格を有する者の配置は必須ではありません。
1 8	仕様書 P19 2.2.5 雇用への配慮	(1) の「率先して地元雇用を図ること。」とありますが、P4 1.1.2.7 (2) の「市の承諾を得て第三者に委託し又は請け負わせる場合は～」の第三者に委託に該当する場合、その企業自体も該当するのでしょうか。また、その履行確認等は実施されるのでしょうか。ご教示お願い致します。	2.2.5 雇用への配慮は受託者のみに求めるものです。ただし、募集要領別紙「評価基準」(1) ⑤地元貢献については、再委託等を含む業務全体を対象としています。また、本公募型プロポーザルにおいて提案された内容については、履行の確認を行います。
1 9	仕様書 P20 3.1.2 廃棄物の受入	(1) 不適物混入の防止措置を行った場合であっても、搬入者による混載ごみが搬入される可能性があります。その際は貴市との協議の上で対応との認識で宜しいでしょうか。ご教示お願い致します。	許可業者及び一般の搬入については、対象施設での保管または処理が可能な廃棄物以外の廃棄物を受け入れることのないようにしてください。受け入れた場合の措置については、3.1.8 処理不適物の処理によります。

質問No.	該当箇所	質問内容	回答
20	仕様書 P21 3.1.5 搬入等管理要領	(4) スプレー缶等の発見、撤去に努めるとありますが、こちらはガス抜きしていないスプレー缶の認識でよろしいでしょうか。ご教示お願い致します。	ガス抜きしていないスプレー缶に限らず、爆発の危険性を有する様々なものの発見・撤去に努めてください。
21	仕様書 P21 3.1.5 搬入等管理要領	(6) 「適切な指示を行うこと」とありますが、受託者から搬入者へは指示のみで、荷下ろしは搬入者自ら行って頂くとの認識で宜しいでしょうか（受入対応員により荷下ろし補助を行うと、事故・トラブルの原因になるため）。ご教示お願い致します。	原則として、荷下ろしは搬入者自ら行うこととしています。
22	仕様書 P21 3.1.6 搬入者等への対応	過去3年間のクレーム件数及び内容をご教示お願い致します。	記録がある過去3年間のクレーム件数及び主な内容は以下のとおりです。 令和4年度 26件／令和5年度 13件／令和6年度 17件 ・場内ルールを守っていない搬入者への対応 ・搬入者に対する現場職員の態度、言葉遣い ・搬入制限を守っていない、場内ルールで禁止されている行為をしている搬入者を注意した時に納得されず激昂される ・待ち時間が長い
23	仕様書 P21 3.1.6 搬入者等への対応	(3) 必要な協力とは体が不自由な方への協力と理解してよろしいでしょうか。ご教示お願い致します。	搬入者のみでは荷下ろしが困難な場合や、分別に不案内な場合等、受入れに必要と認められる範囲の協力を行ってください。
24	仕様書 P22 3.1.8 処理不適物の処理	(6) 費用負担に関して、「上記(3)の規定により～」とありますが、注意と努力を行っても搬入者が他のごみと混在させ不適物が搬入されると想定されます。その際の費用負担は、貴市と協議の上で対応との認識で宜しいでしょうか。ご教示お願い致します。	許可業者及び一般の搬入については、記載のとおりです。ただし、処理不適物の発見に多大な費用又は時間を要するなど、その実現可能性が低いと認められる場合は、本市と受託者の協議によります。また、委託収集の搬入物に混入していた処理不適物に関する費用は本市が負担します。
25	仕様書 P23 4.1.3 年度別資源物搬入量	各ごみ種の計量データを頂戴できますでしょうか。	搬入時には搬入区分毎の計量を行っておらず、各ごみ種の計量データが存在しないため、提供できません。

質問No.	該当箇所	質問内容	回答
26	仕様書 P23 4.1.3 年度別資源物搬入量	一般搬入車の最大車両サイズについてご教示お願い致します。	一般搬入の車両は、最大積載量 2,000kg までとしています。搬入車両については、最大積載量以外の制限は設けていませんが、入場可能な基準として質問No.27 の回答を参照してください。
27	仕様書 P23 4.1.3 年度別搬出量	搬出車両のサイズについてごみ種ごとにご教示お願い致します。	搬出車両の最大寸法等は以下のとおりです。 最大 15t 車、幅 2.5m×長さ 12m×高さ 3.8m（積載物含む） 最小回転半径が 9m を超えるものは個別に確認が必要
28	仕様書 P28 4.1.20 用役、予備品～	(3) 調達計画を作成し本市に提出とありますが、貴市と協議の上計画させて頂くとの認識でよろしいでしょうか。ご教示お願い致します。	貴見のとおりです。
29	仕様書 P28 4.1.20 用役、予備品～	別紙 2：業務の分担(4)機器の補修・更新は貴市の業務範囲となりますが、受託者責任で調達する予備品、消耗品、各種物品とは具体的にはどのような物でしょうか。ご教示をお願い致します。	整備に使用する塗料やボルト・ナット等、ウエス等の消耗品、油脂類を想定しております。
30	仕様書 P30 5.1.2 点検等実施計画の策定	軽微な作業とは具体的にはどのような作業でしょうか。ご教示お願い致します。	5.1.2 点検等実施計画の策定に記載のとおり、機器の調整、給油脂、塗装、清掃、消耗部品の交換になります。
31	仕様書 P30 5.1.3 点検等の実施	(2)「緊急を要する場合は、速やかに適切な措置を講じる」と記載がありますが、措置に必要な費用負担はどのように取り決められるでしょうか。ご教示お願い致します。	措置に必要な費用負担は、本市と受託者の協議によります。
32	仕様書 P32 7.1.2 作業環境管理基準	(4)「作業環境管理基準の遵守状況について、定例的に確認し～」とありますが、定例的とは具体的にどの位の頻度でしょうか。ご教示お願い致します。	関係法令等に定めのある場合を除き、受託者が定める頻度によります。
33	仕様書 P32 7.1.3 作業環境測定の実施	(1)(2) 作業環境測定実施計画及び実施については貴市と協議させて頂くとの認識で宜しいでしょうか。ご教示お願い致します。	貴見のとおりです。

質問No.	該当箇所	質問内容	回答
34	仕様書 P34 8.1.4 防災組織の整備	(2)の「防災組織を整備し、又は～」とありますが、本事業の範囲のみでの体制で宜しいでしょうか（エネルギー棟運転管理事業者との連携は必要ないとの認識）。ご教示お願い致します。	受託者が行う防災組織の整備は、本事業の範囲のみの体制です。ただし、エネルギー回収推進施設を含む八代市環境センターの施設全体を対象として本市が整備する防災組織の下部組織として位置付けられることとなります。
35	仕様書 P36 9.1.4 車両誘導	「対象施設において車両の通行が安全に行われる～」とありますが、P1.1.2.2 対象施設で区画されている範囲の車両誘導との認識で宜しいでしょうか。ご教示お願い致します。	貴見のとおりです。
36	仕様書別紙2 業務の分担	(11) 損害保険の加入について火災保険については貴市での加入の認識で宜しいでしょうか。ご教示お願い致します。	貴見のとおりです。
37	評価基準 緊急時対応	疫病等で受託者の人員が不足した際、受託者親会社から一時的に人員を供給しても宜しいでしょうか。ご教示お願い致します。	疫病等で受託者人員不足の場合は、受託者親会社から応援人員を配置することはできます。ただし、応援人員を配置する場合は、事前に本市と受託者の協議が必要になります。
38	評価基準 搬入者への対応	対応品質向上のため、接客中の写真撮影と音声の撮影は許可して頂けますでしょうか。ご教示お願い致します。	本業務以外での利用をしない、第三者に開示又は漏洩しない場合は、本市と受託者との協議のうえ許可します。